



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社電通国際情報サービス
代 表 者 代表取締役社長 釜井 節生
(コード番号 4812 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 上原 伸夫
(TEL. 03-6713-6160)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 40 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 決算期変更への対応

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までであります。当社の親会社である株式会社電通が、国際会計基準（IFRS）を任意適用するとともに、グループ一体となった経営推進ならびに業績等の経営情報の適時・適切な開示による経営の透明性を更に高めることを目的として、同社およびすべての連結子会社の決算期変更を予定していることから、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更いたします。これに伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 改正会社法施行への対応

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- ①新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款に所要の変更を行います。
- ②現行定款第 34 条で引用する会社法の条文を相当条文に変更するとともに、一部字句の修正を行います。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 23 日（火）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 23 日（火）

以上

(下線は変更部分)

現行	変更案
<p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第423条第1項に規定する取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第423条第1項に規定する監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額</p>	<p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、会社法第423条第1項に規定する取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p> <p>3 会社法第329条第<u>3</u>項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、会社法第423条第1項に規定する監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600万円以上であらかじめ定めた金額また</p>

現行	変更案
<p>額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(事業年度) 第45条 当会社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金) 第46条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>3</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(事業年度) 第45条 当会社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金) 第46条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>12</u>月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 第45条の規定にかかわらず、第41期事業年度は、平成27年4月1日から平成27年12月31日までとする。</u></p> <p><u>第2条 第47条の規定にかかわらず、第41期事業年度は、取締役会の決議によって、平成27年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、平成27年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。</u></p>

以上